

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌について、民間事業者等が当該雑誌に取り付けられるカバー等に自らの広告を掲載することを条件として、当該民間事業者等が提供することをいう。

2 この要綱において「スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度により自らの広告を掲載して雑誌を提供する民間事業者等をいう。

(雑誌スポンサー制度の実施)

第3条 魚津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実し利用サービスの向上を図るために、雑誌スポンサー制度を実施する。

(スポンサーの対象者)

第4条 スポンサーとなることができる者は、魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号）第4条の各号のいずれにも該当しない団体若しくは個人の事業者若しくは公共的団体又はこれに類する者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類するもの

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業及び貸金業に係る債権の取立て又は回収、示談交渉等に係る業種又は事業者

(3) 飲酒、喫煙、賭博その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないとして教育委員会が定める事項に係る業種又は事業者

(4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく当該許可等が必要な営業等を行う事業者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者

(7) 行政機関からの指導等を受け、かつ、当該指導等に係る改善を実施していない事業者

(8) 本市の市税に滞納がある事業者

- (9) 本市の指名競争入札等の指名停止を受けている事業者
- (10) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と密接な関係を有する事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、図書館の利用者に対する広告の掲載の対象とすることが適当でないと教育委員会が認める業種又は事業者
（広告の掲載基準）

第5条 雑誌スポンサー制度における広告（以下「広告」という。）は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがないものでなければならず、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性及び信頼性を有するものに限る。

- 2 教育委員会は、魚津市広告掲載要綱第4条各号のいずれかに該当する広告は掲載を認めないものとする。広告の掲載期間中にこれらのいずれかに該当することとなった場合も、同様とする。
- 3 雑誌スポンサー制度における広告の掲載の許可の基準については、魚津市広告掲載基準第5条の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。
（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、教育委員会が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。ただし、教育委員会は掲載の決定が1月から3月までの間になると見込まれるときは、スポンサーとなろうとする者との協議により、その年の4月1日から翌年の3月31日までを広告の掲載期間とすることができる。

- 2 広告の掲載期間は、広告の掲載期間満了の日の2月前までに、教育委員会又はスポンサーのいずれかの中止の意思表示がない場合は、当該掲載期間の翌年度においても雑誌を提供し、教育委員会は当該雑誌の提供を受けようとする意思があるものとみなし、翌年度以降も同様とする。
- 3 教育委員会は、広告の掲載期間が満了又は終了した場合は、当該広告に係る雑誌の通常の配架期間の終了後、当該広告を撤去するものとする。
（広告の表示方法等）

第7条 広告の表示方法、表示位置、規格等の基準は、魚津市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。
（スポンサーの申込み）

第8条 スポンサーとなろうとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ教育委員会が雑誌スポンサー制度の対象として指定する雑誌（以下「指定雑誌」という。）のうちから提供しようとする雑誌を選定し、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

(1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿

(2) 申込者の業務内容その他概要が分かる書類

2 教育委員会は、申込者が指定雑誌以外の雑誌の提供を希望する場合には、当該雑誌を図書館資料として利用者の閲覧に供することを適当と認めたものに限り認めることができる。

3 前2項に定めるもののほか雑誌スポンサー制度の申込みに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(掲載の審査等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の書類の提出があったときは、広告の内容等を審査し、申込者をスポンサーとして採択するか否かを決定し、その結果を魚津市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の採択の決定の通知を受けた申込者は、雑誌スポンサー制度に関して速やかに教育委員会と覚書を締結するものとする。

(雑誌の提供)

第10条 スポンサーは、第6条の広告の掲載期間において、図書館に雑誌を提供し、教育委員会は、当該雑誌のカバー等にスポンサーの広告を掲載して図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

2 スポンサーが提供する雑誌の開架場所その他取扱いは、図書館長が定めるものとする。

3 スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他のスポンサーに起因しない理由により当該雑誌を提供することができなくなるおそれが生じたときは、速やかに教育委員会と協議するものとする。

(スポンサーの責務)

第11条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告の掲載内容の変更)

第12条 スポンサーは、広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告掲載内容変更届（様式第3号）により教育委員会に届け出るものとする。

2 第8条第1項及び第9条第1項の規定は、前項に規定する広告の掲載内容の変更の手續について準用する。

(雑誌の提供終了の届出)

第13条 スポンサーは、1月31日までに雑誌提供終了届（様式第4号）により教育委員会に届け出ることで、当該年度の3月31日をもって雑誌の提供を終了することができる。

2 教育委員会は、スポンサーが自らに起因する理由により、年度の途中に

において雑誌の提供を終了することは認めないものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合には、この限りでない。

(スポンサーの取消し)

第14条 教育委員会は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該スポンサーのスポンサーとしての採択を取り消し、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書(様式第5号)により当該民間事業者等に通知するものとする。

(1) 広告の掲載期間中において、当該スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がスポンサーとして適当でないと認めたとき。

2 前項の規定によりスポンサーとしての採択を取り消した場合は、第6条第3項の規定にかかわらず、直ちに当該広告を撤去するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則(平成28年4月1日教育委員会告示第6号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年7月1日教育委員会告示第21号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

魚津市教育委員会 あて

申込者
所在地
名称
代表者氏名

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度を利用したいので、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、市が当方の市税の納付状況を調査することに同意します。

	名称	刊行形態	備考
提供する雑誌の 名称及び刊行形態 (希望順に記載)			
雑誌提供希望期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
掲載する広告の 内容			
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス		

- 添付書類 1 掲載しようとする広告の図案及び原稿
2 申請者の業務内容その他概要が分かる書類

様式第2号（第9条関係）

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書

年 月 日

様

魚津市教育委員会

教育長

印

年 月 日付けで申込みのありました魚津市立図書館雑誌スポンサー制度について、次のとおり決定しましたので、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 不採択		
	※不採択の場合はその理由 ()		
提供を受ける雑誌 の名称及び刊行形 態	名称	刊行形態	備考
雑誌受入期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
掲載する広告の 内容			

- 備考
- 1 提供を受ける雑誌の所有権は、魚津市に帰属します。
 - 2 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供を受ける雑誌の取扱いについては、魚津市立図書館長が決定します。
 - 3 提供を受ける雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供できなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会と協議してください。
 - 4 広告の掲載内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、変更の決定を受けてください。

様式第3号（第12条関係）

広告掲載内容変更届

年 月 日

魚津市教育委員会 へ

申込者
所在地
名称
代表者氏名

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度における広告掲載内容を次のとおり変更したいので、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

変更時期	年 月 日（予定）
変更内容	
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス

備考 新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿を添付してください。

図書館記載欄

処理状況等を記載	担当者

様式第4号（第13条関係）

雑誌提供終了届

年 月 日

魚津市教育委員会 あて

届出者
所在地
名称
代表者氏名

都合により、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を終了したいので、魚津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

提供を終了する雑誌の名称及び刊行形態	名称	刊行形態	備考
当初の提供期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
提供を終了する時期又は巻号	年 月 日 (号) で終了希望		
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス		

図書館記載欄

処理状況等を記載	担当者

様式第5号（第14条関係）

魚津市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書

年 月 日

様

魚津市教育委員会

教育長

印

年 月 日付で貴方を魚津市立図書館雑誌スポンサーに採
択しましたが、次の理由により採択を取り消しましたので、魚津市立図書館
雑誌スポンサー制度実施要綱第14条第1項の規定により通知します。

取消しの理由